

第2回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年7月28日（金）午前9時00分より、役場各種委員会室において第2回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

議長 これより、第2回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 江郷 委員、4番 上野 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第2回南幌町農業委員会総会は、7月28日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第2回南幌町農業委員会総会は、7月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和5年7月20日、第1回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、9件でございます。

いずれも、再認定となり、認定年月日は令和5年6月30日、有効期限は令和10年6月29日までとなっております。

認定番号5の6の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇・〇〇。

認定番号5の6の5、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の6、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の7、住所は空知郡南幌町南11線西12番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の8、住所は空知郡南幌町南15線西16番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の9、住所は空知郡南幌町南11線西11番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の6の10、住所は空知郡南幌町南16線西20番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,722㎡他計6筆ございまして、114,550㎡となります。届出をした日は、令和5年7月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目につきましては、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で1,999㎡となります。届出をした日は、令和5年7月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で21,012㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年7月〇〇日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で36,269㎡他計26筆ございまして149,819㎡となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第8 議案第3号 農用地等のあっせん申出について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。

土地の所在は空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、
畑で16,193㎡となります。

説明は以上でございます。

1番 議長 1番

議長 1番 武良委員

1番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議長 只今、武良委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、1番 武良委員、5番 久保委員 12番 鍋山委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第9** 議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第4号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で425㎡他計7筆ございまして1,899.63㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫を建設する計画を立てましたが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用施設を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、格納庫1棟644.04㎡、作業通路1棟855.24㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、資料1 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和5年7月初日、完了は令和5年9月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で、1,899.63㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第10 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で425㎡他計7筆ございまして1,899.63㎡となります。

申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設

したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設敷地に隣接し、利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

続きまして、資料2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

2番 議長2番

議長 2番 南 委員

2番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に格納庫を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われ。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 **日程第11** 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条第1項の規定により、許可申請があったので、可否につき意見を求める。
令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。
貸主は空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。所在と地番につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で462㎡です。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる孫が住宅を新築したいので、建設敷地の提供を頼まれた。借主は、住宅を建てる計画を立てましたが既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存宅地に隣接して利用上の都合が良く、農道と防風林に囲まれた小さな農地で、耕作への支障も少ないので転用申請するものです。

続いて、資料3の第5条調査書について説明いたします。
資料3をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地には余地がなく、農用区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、農家住宅を建設するのが困難である。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類については全て添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

7 番 議長7番

議 長 7番 青木委員

7 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在宅地内に住宅を建築する余裕はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないものと思われ。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第12 議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が6件、利用権の設定が1件でございます。

初めに、所有権移転について説明いたします。

整理番号5の7の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で883㎡他計5筆ございまして87,096㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の7の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3,430㎡となります。価格につきましては、〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の7の3の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、

空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。札幌市〇〇区〇
〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇 〇〇。空知郡南幌町南〇〇線
西〇番地、〇〇 〇〇〇。札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇〇番〇号、
〇〇 〇〇〇。苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇 〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、

畑で23,842㎡他計4筆ございまして90,986㎡となります。
価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の7の4の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、
空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。土地につきましては、
空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で13,256㎡他計4筆ござ
いまして、54,572㎡となります。

価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の7の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては
は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で974㎡他計3筆ございま
して、43,128㎡となります。

価格につきましては、〇〇,〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号5の7の6の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇 〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきまし
ては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で32,568㎡他計3筆
ございまして、34,491㎡となります。

価格につきましては、〇〇,〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定、整理番号5の7の1の借り手は、
空知郡南幌町北町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。貸し手は、空知郡
南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
畑で21,012㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月
〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第7号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第13 議案第8号 下限面積（別段の面積）の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第8号 下限面積（別段の面積）の廃止について。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得における下限面積（別段面積）の設定については以下のとおり廃止することとするので、審議願ひ議決を求めます。
令和5年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第8号について説明いたします。
下限面積（別段面積）の設定については、農地法では農地を所有する下限面積を北海道では2ヘクタール以上と規定されており、本農業委員会では、その設定基準を引き下げるかどうかについて毎年総会で決定していました。
この度、令和5年4月1日の農地法の一部改正に伴い、農地法第3条第1項の規定による許可申請における審査基準の一つである下限面積要件及び別段面積要件が適用されなくなることから、法施行日をもって廃止するものとします。
なお、農地法第3条第2項に規定する、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調査要件については、これまでと同

様に審査要件となります。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号 下限面積（別段の面積）の廃止については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第2回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第2回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時27分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番